

給与収入の認定基準について

Q 妻はパート勤務のため、月収は変動給です。忙しい月には、108,334円（130万円の1/12）を超える月もありますが、その他の月は少ないため、1年間を合計すると年間収入は、130万円未満となるよう気をつけています。このまま被扶養者として、認定を受け続けることはできますか？

A アルバイトやパートのように月を単位として得られる収入にあっては、**年額に加えて月額でも認定の可否を判断いたします。**よって、年額が130万円未満であっても、**月額が108,334円以上ある場合には、基本的にはその月は取消し**ということになります。

しかしながら、108,334円を超える月と超えない月が短期間に交互にあり、

認定や取消をその都度繰り返し行った場合、加入する健康保険先もその都度変更することとなり、社会保険の制度上好ましくありません。このため、給与月額が108,334円以上となることが一時的なものではなく、恒常的なものと判断できる場合に認定を取り消すこととなります。

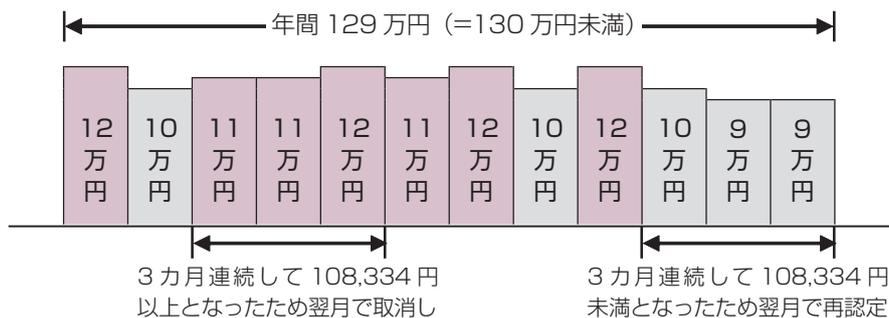
なお、恒常的なものと判断する基準は、**3カ月連続して108,334円以上となった場合に該当するものとし、翌月（4カ月目）の初日をもって認定取消し**となります。

ただし、たとえ変動給であったとしても、労使間での契約内容（給料額・勤務時間・勤務日数等）により当初から、月額108,334円以上であることが明らかである場合は、3カ月間の経過を見るまでもなく、就職日から認定取消しとなります。

また、3カ月連続して108,334円以上となる期間がなくても、1年間の累計金額が130万円を超えた場合、超えた月の翌月の初日より認定取消しとなりますので、**被扶養者の収入の把握については、常日頃よりご注意ください。**

特に、変動給の場合には、12カ月の収入累計だけでなく、3カ月連続して認定限度額を超えないように、注意が必要です！

下の図も参考にしてください。





長男が、3 カ月間の期間限定のアルバイトを始めました。

1 カ月あたりの給与月額が約 15 万円であるようですが、アルバイト期間中は認定取消しになりますか？



就労期間が季節的雇用のように短期間である場合、月を単位として得られる給与収入であっても年額のみで認定の可否を判断いたします。

なお、季節的雇用とは**就労期間が3 カ月以下のもの**としております。

よって、ご質問の場合季節的雇用と判断

断できることから、給与月額が 15 万円（108,334 円以上）であったとしても 1 年以内における月々の収入の累積額が 130 万円以上となるまでは認定が可能です。

【質問の場合】

150,000 円 × 3 カ月 = 450,000 円

〔450,000 円 < 130 万円 ⇒ 認定可〕

ただし、3 カ月以下の契約期間であっても同一の事業主と契約を更新し、引続き就労する場合には 3 カ月以上の期間で契約しているものとみなし、就職日まで遡って認定取消しとなりますので注意が必要です。



季節的雇用（期間限定のアルバイト）であると、共済組合で認められた場合には、毎月の月額が基準を超えていても被扶養者認定をしてもらえますね。

ただし、同一の事業主と、3 カ月以下の契約を繰り返し更新している場合などは、季節的雇用とは認められず、遡って認定取消しとなりますのでご注意ください。

そのほか、被扶養者の資格の取消事由等については、下の図を参考にしてください。

被扶養者の認定取消しとなる主な事由及び取消日

被扶養者の資格要件に該当しない事由	取 消 日
就職（健康保険・国民健康保険に加入）	就職した日（健康保険・国民健康保険に加入した日）
収入の増加（給与収入や事業所得の増加）	給与収入の場合・・・ ・130 万円以上になった月の翌月 1 日 ・3 カ月連続して月額 108,334 円（130 万円 ÷ 12 カ月）以上となった月の翌月 1 日
	事業収入の場合・・・確定申告をした日 【共済ニュース No.236(1 月号) 12 頁を参照】
公的年金等の受給権発生や年金額の増額改定	決定通知書又は改定通知書が交付された日
雇用保険受給開始	雇用保険受給開始日
離婚	離婚届の受理日
配偶者の父母などの同居が認定要件である人の別居	別居した日
扶養者の変更	変更した日
死亡	死亡した日の翌日